

改訂履歴

令和 6 年 2 月改訂（Ver.5.0）

政省令等改正による全面改訂

<主な改訂点>

○第 I 編

- (1) 項目を再編成
- (2) p. I -3（第 I 編 1.2.1 5） 令和 5 年温対法施行令、報告命令、算定省令、調整後告示の改正事項を追記

○第 II 編

- (3) p. II -8～9（第 II 編 1.2.2） 新たな算定方法に沿って温室効果ガス排出量の目安を全面改訂
- (4) p. II -24～28（第 II 編 2.2） 新たな算定方法に沿って排出活動の種類を全面改訂
- (5) p. II -31～264（第 II 編 3） 新たな算定方法に沿って算定方法・排出係数等を全面改訂
 - ・新たに算定対象に追加した活動：3.2.1, 3.2.5, 3.2.6, 3.2.10, 3.2.14, 3.2.18, 3.2.20～3.2.26, 3.3.2, 3.3.5, 3.3.9, 3.3.11～3.3.14, 3.3.20, 3.4.2, 3.4.7, 3.4.9, 3.4.13, 3.4.15, 3.5.3, 3.6.3, 3.6.5, 3.7.8
 - ・排出係数の区分を見直した活動：3.1.1, 3.1.2, 3.1.4, 3.2.4, 3.2.9, 3.2.16, 3.2.27, 3.3.1, 3.3.8, 3.3.16, 3.3.18, 3.3.19, 3.3.21～3.3.23, 3.4.1, 3.4.4, 3.4.10～3.4.12, 3.4.14, 3.4.16～3.4.18, 3.5.4, 3.5.8～3.5.10, 3.6.2, 3.7.3
 - ・排出係数のみを更新した活動：3.2.7, 3.2.11, 3.2.13, 3.3.3, 3.3.4, 3.3.10, 3.3.15, 3.3.17, 3.4.5, 3.4.6, 3.5.1, 3.5.2, 3.5.5～3.5.7, 3.6.1, 3.7.1, 3.7.4, 3.8.1
 - ・削除した活動：アルミニウムの製造（PFC）
- (6) p. II -265～271（第 II 編 4） 都市ガス及び熱のメニュー別排出係数の導入等による調整後排出量の調整方法を改訂
- (7) p. II -275（第 II 編 4） 電気・熱の証書による控除上限の説明を追加

○第 III 編

- (8) p. III -17～50（第 III 編 3.2.1） 温対法様式第 1 改正に伴う改訂
- (9) p. III -51～73（第 III 編 3.2.2） 省エネ法様式第 9（定期報告書）改正に伴う改訂

○第 IV 編 ※本改訂に伴い削除し、一部を別冊（付録）に移行

- (10) 関連法規、連絡先・問い合わせ先、様式は削除
- (11) 業務別の算定事例及びチェックシートは政省令等改正に合わせて修正し、別冊に移行
- (12) 産業分類コード（日本標準産業分類）は令和 5 年 6 月改定（令和 6 年 4 月施行）を反映し、別冊に移行